

福祉・介護人材の確保ならびに

処遇及び質の向上に関する取り組みと対応

全国社会福祉協議会 政策委員会 幹事会

1. 「介護職員処遇改善交付金」及び「福祉・介護職員の処遇改善事業助成金」申請の更なる促進

- (1) 関係する構成組織は、介護・福祉職員の処遇を改善することによって、介護・福祉職員の人材確保・定着を促進し、事業の安定とサービスの質の向上に資するよう、全ての事業所からの申請を目指して更なる取り組みを行う。
- (2) 構成組織が更なる取り組みを行うにあたっては、各構成組織におけるこれまでの取り組み（申請の促進、申請方法の具体的な情報提供、実態の把握ならびにキャリアパス構築を含めた中長期的支援）をもとに引き続きすすめる。
- (3) 特に、市町村社協は、地域福祉推進の牽引者としての役割を果たすため、訪問介護事業者の申請をさらにすすめていくよう努める。

2. 政策委員会の取り組み

- (1) 政策委員会は、構成組織の対応状況の進捗について集約し、情報を共有する。
- (2) 政策委員会は、交付金・助成金の運用改善、児童関係施設等の運営費の改善等について、引き続き、提言・要望をすすめることとする。